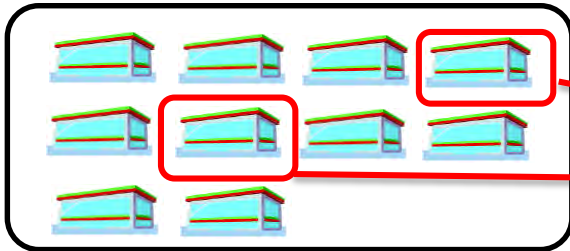


# 調剤報酬の見直しについて(3)

## 3. いわゆる大型門前薬局の評価の見直し(特例の追加)

- ▶ 大型門前薬局の評価の適正化のため、薬局グループ全体の処方せん受付回数が月4万回超のグループに属する保険薬局のうち、①特定の医療機関からの処方せん集中率が極めて高い保険薬局又は②医療機関と不動産の賃貸借関係にある保険薬局の調剤基本料を引き下げる。

【薬局グループ】 ⇒グループ全体の処方せん受付回数が月4万回超

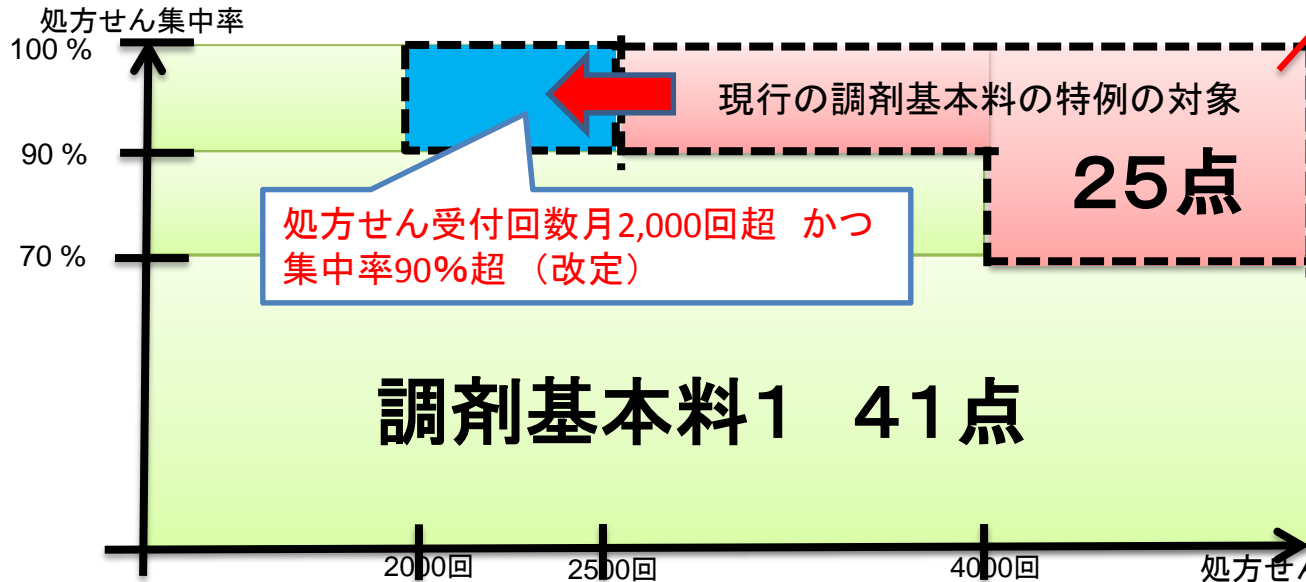


**(新) 調剤基本料3 20点**

- ①処方せん集中率が95%超の薬局
- ②特定の医療機関との間で不動産の賃貸借取引がある薬局

## 4. 処方せん受付回数と集中率による特例の拡大

- ▶ 処方せん受付回数・集中率による現行の調剤基本料の特例範囲を拡大する。



**調剤基本料2 25点**

- ・処方せん受付回数月4,000回超 かつ 集中率70%超
- ・処方せん受付回数月2,500回超 かつ 集中率90%超
- ⇒処方せん受付回数月2,000回超 かつ 集中率90%超 (改定)

**調剤基本料2 25点**

- (新)特定の医療機関からの処方せん受付回数が月4,000回超 (集中率にかかわらず対象)

# 調剤報酬の見直しについて(4)

## 5. 内服薬の調剤料及び一包化加算の見直し

➤ 対物業務から対人業務への構造的な転換を進めるため、内服薬の調剤料及び一包化加算の評価を見直す。

### 内服薬の調剤料の見直し

#### 現行

【内服薬(浸煎薬及び湯薬を除く。)(1剤につき)】

イ 14日分以下の場合	
(1) 7日目以下の部分(1日分につき)	5点
(2) 8日目以上の部分(1日分につき)	4点
ロ 15日分以上 21日分以下の場合	71点
ハ 22日分以上 30日分以下の場合	81点
ニ 31日分以上の場合	89点



#### 改定後

【内服薬(浸煎薬及び湯薬を除く。)(1剤につき)】

イ 14日分以下の場合	
(1) 7日目以下の部分(1日分につき)	5点
(2) 8日目以上の部分(1日分につき)	4点
ロ 15日分以上 21日分以下の場合	<b>70点</b>
ハ 22日分以上 30日分以下の場合	<b>80点</b>
ニ 31日分以上の場合	<b>87点</b>

### 一包化加算の見直し

#### 現行

【一包化加算】

注3 2剤以上の内服薬又は1剤で3種類以上の内服薬を服用時点ごとに一包化を行った場合には、一包化加算として、当該内服薬の投与日数に応じ、次に掲げる点数を所定点数に加算する。

イ 56日分以下の場合投与日数が7又はその端数を増すごとに32点を加算して得た点数	
ロ 57日分以上の場合	290点



#### 改定後

【一包化加算】

注3 2剤以上の内服薬又は1剤で3種類以上の内服薬を服用時点ごとに一包化を行った場合には、一包化加算として、当該内服薬の投与日数に応じ、次に掲げる点数を所定点数に加算する。

イ <b>42日分以下</b> の場合投与日数が7又はその端数を増すごとに32点を加算して得た点数	
ロ <b>43日分以上の場合</b>	<b>220点</b>

## 薬局における患者への情報提供

- 患者が薬局における業務内容及びその費用が理解できるよう、かかりつけ薬剤師を持つことの意義、利点等を含め、患者に対する丁寧な情報提供を推進する。

### 〈留意事項通知(通則)〉

保険薬局は、患者が薬局における業務内容及びその費用を理解できるよう、調剤報酬点数表の一覧等について、薬剤を交付する窓口等、患者が指導等を受ける際に分かりやすい場所に掲示するとともに、患者の求めに応じて、その内容を説明すること。

## 平成28年度診療報酬改定に係る答申書附帯意見(抜粋)

10. 患者本位の医薬分業の実現のための取組の観点から、かかりつけ薬剤師・薬局の評価やいわゆる門前薬局の評価の見直し等、薬局に係る対物業務から対人業務への転換を促すための措置の影響を調査・検証し、調剤報酬の在り方について引き続き検討すること。

# 医薬品の適正使用のための残薬、重複・多剤投薬の実態調査並びにかかりつけ薬剤師・薬局の評価を含む調剤報酬改定の影響及び実施状況調査 (平成29年度調査)

## 調査目的

かかりつけ医とかかりつけ薬剤師・薬局の連携方策も含め、医薬品の適正使用や患者本位の医薬分業のさらなる推進を図るため、残薬や多剤・重複投薬の実態調査と薬局における調剤報酬改定の影響及び実施状況について調査を行う。

## 検証のポイント

保険医療機関と保険薬局における、双方の連携方策も含めた残薬や多剤・重複投薬の状況や削減効果、また調剤報酬改定の影響として、かかりつけ薬剤師指導料や薬剤服用歴管理指導料などの現状と効果等について検証を行う。

## 調査客体

保険薬局、保険医療機関及び患者

## 主な調査項目

- 残薬、重複・多剤処方の実態とこれらの削減に向けた保険医療機関や保険薬局の取組と効果
- 湿布薬の処方状況
- かかりつけ薬剤師指導料の算定状況とその効果
- かかりつけ薬剤師・薬局に関する患者の意識
- お薬手帳の活用も含む薬剤服用歴管理指導料の算定状況とその効果 等